参 考 資 料

I LOについて

1. 設立から現在まで

1919年、第1次世界大戦後の社会改革に対して高まる懸念等から、ベルサイユ条約によって設立された(本拠:ジュネーブ)。政策策定や計画立案時には、経済を動かす社会的パートナーである労使代表も、政府と等しく発言する権利をもつという考えから、政労使三者により構成される国際機関である。

1944年に、「フィラデルフィア宣言」を採択し、基本目標と基本原則を拡大・再確認し、同内容は、ILOの目的を定める憲章の付属文書となっている。1998年には、経済的相互依存が増大する中で労働における基本的な原則と権利の普遍的な適用を促進するため「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択した。ILOは現在「ディーセントワーク」(働きがいのある人間的らしい仕事)を実現するため、4つの戦略目標(基本的な原則と権利、雇用、社会的保護、社会対話)を掲げている。

なお、1946年、新たに設立された国際連合と協定を結んだ最初の専門機関となり、2010年2月10日現在、加盟国(政労使の三者により代表される)は、183カ国となっている。

2. 組織と活動

ILOは、毎年、国際労働総会を開催する。同総会は、各々の加盟国の代表 4(政府 2、労使各 1)名からなる三者構成の意思決定機関である。ここでは、国際労働基準(条約及び勧告)の設定とILOの広範な政策が策定される。年1回開かれる総会から次の総会までの間の業務は、理事会(政府 28 名、労使各 14 名)により指揮される。総会及び理事会で決定された政策や計画は国際労働事務局、スイス・ジュネーブにおかれた本部及び 40 カ国以上にある地域総局・現地事務所等より遂行される。

3. 各国の政策立案・運営へ及ぼす影響

ILOが採択した条約は、加盟国の批准によって、その規定の実施を義務づける拘束力を生じ、また、勧告は、政策、立法、慣行の指針となる。各加盟国は、立法又は措置のために、総会で採択されたすべての条約及び勧告を、自国の権限ある機関(国会など)に提出することが求められている。

また、ILOは、各国の法律慣行への国際労働基準の適用を確保するため、「条約勧告適用 専門家委員会(義務履行状況の客観的評価を行う独立した専門家によって構成される委員 会)」と、「総会基準適用委員会(個別案件審査を行う三者構成による委員会)」を基礎と した監視手続を設けている。

- ○国際労働機関の目的に関する宣言(フィラデルフィア宣言、1944 年)(抄)
 - 1 総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。
 - (a) 労働は、商品ではない。
 - (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。
 - (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。
 - (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する。

労使協議を定める ILO 条約の例

○最低賃金決定制度の創設に関する条約(第26号)(日本は1971年に批准)(抄) 第2条

この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいずれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決定する自由を有する。

- ○職業安定組織の構成に関する条約(第88号)(日本は1953年に批准)(抄) 第4条
 - 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者 及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければな らない。
 - 2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及 び地区の審議会の設置を定めなければならない。
 - 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。
- ○国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約 (第144号) (日本は 2002年に批准) (抄) 第2条
 - 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、第五条1に規定する国際労働機関の 活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行 われることを確保する手続を運用することを約束する。
 - 2 1に規定する手続の性質及び形態は、代表的団体が存在し及び当該手続が確立されていない場合には、当該代表的団体と協議した上で、国内慣行に従い各国において定める。

EUについて

1. 設立までの経緯

EU (欧州連合) は、平和を守り経済と社会の進歩を促進するために結束した27の加盟国からなる(注)。その起源は、1951年に創設された「ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体)」にあり、それに続いて1957年に設立された「EEC (欧州経済共同体)」と「EURATOM (欧州原子力共同体)」とあわせた、以上3つの共同体を合体したものである。1986年の単一欧州議定書の下、3つの共同体は、すべての域内国境を徐々に廃止し、単一市場を完成させた。さらに、1992年に調印された「欧州連合条約(マーストリヒト条約)」により、特定の分野で政府間協力を図りつつ経済通貨同盟を目指すEUが誕生した。

注 ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、フィンランド、スウェーデン、英国(2009年現在)

2. 組織と活動

EUは、立法及び行政機構の主なものとして、次に掲げるものを有する。

(1) 閣僚理事会

加盟国代表(閣僚)から構成され、欧州議会とともにEU立法を行う。また、共通外交・安全保障政策と警察・司法協力においては、EUの唯一の意思決定機関としての役割を果たす。各加盟国が6カ月ごとに交替で議長国を務める。

(2) 欧州議会

直接選挙によって選ばれた736名の議員から構成され、欧州市民を代表して理事会とともに立法手続に参加する。

(3) 欧州委員会

EUの行政執行機関として、EU政策を実施し、唯一の法案提出権を持つ EU機関として EU 立法に関与する。1 加盟国 1 人ずつ任命される 27 名の委員(任期は 5 年)で構成される。

(4) 欧州理事会(EU 首脳会議)

各国元首・政府首脳と欧州委員会委員長からなる最高政治的機関であり、EUを政治的に推進し、政策の方向性を設定するという重要な役割を果たす。

3. EUにおける政策決定等の態様と加盟国に対する拘束力

法令の形態の中で、「規則」は最も強力であり、加盟国内において直接的な効力を持つ。 次に「指令」は、実現しなければならない目標を定めて加盟国を法的に拘束し、加盟国 は指令に定められた目標を達成するため、国内法の整備等を要する。「決定」は、特定の 個人又は団体を対象に直接的な効力を有する。その他、法的拘束力のない「勧告」も存 在する。

JILPT 資料シリーズ No. 67

政労使三者構成の政策検討に係る制度・慣行に関する調査 — I L O・仏・独・蘭・英・E U調査—

発行年月日 2010年3月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

国際研究部 TEL: 03-5991-5188

印刷・製本 株式会社相模プリント

©2010 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:http://www.jil.go.jp/)